

## パネルディスカッションコメント



### 田中 亘（たなか わたる）氏：コメンテーター

東京大学 社会科学研究所 教授

東京大学社会科学研究所教授。東京大学法学部を卒業後、同大学大学院法学政治学研究科助手、成蹊大学法学部専任講師等を経て、2015年4月より現職。2010年にシカゴ大学ロースクール客員准教授。東京大学博士（法学）。過去に、法制審議会会社法制部会幹事、同会社法制（企業統治等関係）部会幹事、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会メンバー等を務める。現在、日本監査役協会法規委員会専門委員。主著に、『企業買収と防衛策』（商事法務）、『会社法（第2版）』（東京大学出版会）、『企業統治の法と経済』（共編著、有斐閣）等がある。

**司会：** それでは、パネルディスカッションのコメントを、東京大学社会科学研究所教授、田中亘先生よりいただきます。田中先生、よろしくをお願いします。

**田中：** ご紹介にあずかりました東京大学の田中です。本日は、大谷さんからお声掛けいただきまして、シンポジウムとパネルディスカッションで勉強させていただいて、それからコメントをするように承っています。

私は主として会社法を研究しているわけですが、本日の話題との関わりで言いますと、日本監査役協会が2017年に出した「監査役と内部監査の連携強化」という提言があります。それは、今日のシンポジウム資料の21ページ、碓井さんの資料のスライド番号25番のところですが、この提言をしたわけです。

協会の監査法規委員会というところでこれを話し合っ、私はその委員の1人であったわけですが、元々、この提言の根底にあった問題意識として、資料の14ページ、碓井さんのスライド12枚目の「国際標準のガバナンス 正し

い3線モデル」で示されているような体制、つまり、監査（等）委員会または監査役会の下に内部監査部門がぶら下がる、そして、監査（等）委員会または監査役会が、内部監査部門に対して指揮命令をするような体制をとることが、日本法上できるかということが最初に問題になりまして、それはもちろんできると、私をはじめ、委員が合意しました。

できるという意味は、日本法上、監査（等）委員会であれ監査役会であれ、株式会社の監査機関は、監査に関しては非常に広範な職務権限を持っており、監査の職務に必要な範囲で使用人を使うこともできる。そして、使用人としては、内部監査部門が丸ごと監査（等）委員会または監査役会の使用人であっても、一向に構わないであろうということです。

ただ、内部監査部門のスタッフは元々、その会社の従業員ですから、その会社の従業員としての職務時間を割いて、監査（等）委員会または監査役会のための職務に従事するには、執行機関の承認が必要であろう。そこで、結論としては、取締役会の決議を経れば、内部監査部門が、完全に、監査役委員会、監査役会にぶら下がるという形の組織も可能です。

このようないわば究極的な体制も選択可能である以上、これよりも穏健な体制も当然可能です。つまり、内部監査部門は、例えば社長に直属しているけれども、監査（等）委員会または監査役会による都度の指揮ないし指示を受けて、これらの監査機関のために監査をするような体制も選択可能である。大体においてこのような提言をしたわけです。

ただ、この提言は2017年に出たわけですが、私の理解では、日本監査役協会がこの提言をした後、さらに、フォローアップをすることが想定されていたと思います。例えば、日本内部監査協会との共同研究をするといった可能性が、監査法規委員会では話題に出ていたと思います。しかし、それは、少なくとも私が当初、予想、ないし、期待していたようには進んでいないのが現状のように思います。

その理由を私は十分に把握しているわけではありませんが、1つには、この提言にある、「内部監査部門が監査役等の指揮、指示、承認を受ける」という立て付けに対して、とりわけ内部監査部門の方々の中に抵抗感を覚える方がおられたということがあると伺っています。

これも、本日高山さんからお話があったことと関係すると思いますが、沿革的に、日本の内部監査部門は、社長に直属する組織であって、例えて言えば、王の目、王の耳というか、社長のために働くというところに、組織上のステータスがあったということがあります。かなり多くの企業において、今でもそうなのかなということです。

根本的には、上場会社に限ってもわが国には三千数百社あるわけで、非常に多様な企業がありますから、適切な監査の仕方というのは1つではないということがあるかと思います。

ただ、会社法学者として一言すれば、株式会社のガバナンスの最も重要な目的は、経営トップの監視・監督です。従って、社長のための監査だけでなく、社長自身に対する監査をどこかがしなければならぬということがあろうかと思えます。

その上で、監査（等）委員会あるいは監査役会の「指示」というか、または、本日、「プロフェッショナルパートナーシップ」という非常に良い言葉を聞くことができたのですけれども、ともに専門性を有する監査役等と内部監査人が協力関係を築いて、経営トップの監視まで含めた適切な監査を行うというところに極めて重要なガバナンスの課題があり、その実現を図っていくことが大事であると感じました。

これは、もちろん、内部監査のところだけを強化するというだけではなく、監査役または監査（等）委員会の地位も強化していくという、両方の強化が必要なのだろうと思います。そのようなことはなかなか一朝一夕に進むことではないでしょうが、少なくとも、ガバナンスコードなどに象徴されるような近時のガバナンス改革というのは、そのような課題に向かって良い方向に進んでいるところはあると思います。このような方向性が今後も良い方向に進んで、日本のガバナンスがさらに良い方向に行くことを期待しています。

雑ぱくではありますが、以上です。